

一般社団法人日本プレインランゲージ協会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本プレインランゲージ協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、世界的に使用が義務化ないしは国際標準化がされる平易な言語（プレインランゲージ）の普及を図り、ひいてはわが国の経済社会の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 総会、専門部会、研究会の開催
2. インターネット等を使った情報の発信
3. 書籍の出版や雑誌への寄稿
4. 研修会および講演会の開催
5. I T ・ A I を使った記述および翻訳支援ソフトやEラーニングの開発
6. 資格の認定および資格認定のためのコンサルティング
7. ホームページへの広告掲載事業
8. その他目的を達成するために必要な調査、研究、人材育成
9. その他目的を達成するため必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 当法人の会員の種別は以下のとおりとする。

- (1) 正会員：協会の目的に賛同し、入会する企業・団体・個人。
- (2) 賛助会員：協会の目的に賛同し、その活動に協力する企業・団体・個人。

一般社団法人日本プレインランゲージ協会(JAPL)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスセンター 10F
Tel: 03-6455-1481 Mail: info@japl9.org https://japl9.org/



2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。（以下「社員」とは、当法人の正会員のことをいう。）

(入会)

第7条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会（理事による合議体をいう。その決定は、理事の過半数の決定によるものとする。以下同じ。）の承認を得なければならない。

(会費の支払義務及び会員規則)

第8条 会員は、別に定める会員の関する規則（以下「会員規則」という。）に従い、入会金及び会費を支払わなければならない。

2 前条及び前項の規定するほか、会員の資格・会費等に関する規定については会員規則によるものとする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会・資格喪失)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって、会員たる資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき

(3) 除名されたとき

2 正会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

3 正会員を除く他の種別の会員の除名については、いずれかに該当する場合において、理事会の議決を経て行うことができる。

(1) 協会の名誉を傷つけ、又は、協会の目的に違反する行為があったとき

(2) 協会の会員としての義務に違反したとき

(3) 年会費を2年以上滞納したとき

第3章 社員総会

(招 集)

一般社団法人日本プレインランゲージ協会(JAPL)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスタワー 10F
Tel: 03-6455-1481 Mail: info@japl9.org https://japl9.org/



第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。なお、社員総会は、当法人の正会員をもって構成するものとする。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総會議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事及び特別顧問

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会の決議をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

一般社団法人日本プレインランゲージ協会(JAPL)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスセンター 10F
Tel: 03-6455-1481 Mail: info@japl9.org https://japl9.org/



第20条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選（理事会の決定）によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(特別顧問)

第23条 当法人に10名以内の特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 特別顧問の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までを最大とし、理事会の決議によって定めるものとする。
- 4 当法人は、特別顧問に対し、その任務を行うために要する費用を理事会の決議により支給することができる。

(特別顧問の職務)

第24条 特別顧問は次の職務を行う。

- (1) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- (2) 理事会の求めに応じて、理事会、第32条に規定する委員会に出席し、調査・研究事項について評価すること
- (3) その他、当法人の活動の目的に資する業務を行うこと

第5章 監事

(監事の員数)

第25条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(監事の選任の方法)

第26条 当法人の監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(監事の任期)

第27条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

一般社団法人日本プレインランゲージ協会(JAPL)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスセンター 10F
Tel: 03-6455-1481 Mail: info@japl9.org https://japl9.org/



(報酬等)

第28条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第30条 代表理事又は理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第31条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第36条 当法人は、理事会の下に各委員会を設置することができる。

2 理事会は、個々の決議に基づき、協会の事業の円滑な遂行を図るために必要な委員会を置くことができる。

(委員会設置運営規則)

一般社団法人日本プレインランゲージ協会(JAPL)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスセンター 10F
Tel: 03-6455-1481 Mail: info@japl9.org https://japl9.org/



第37条 前条のほか、委員会の設置及び運営等については、委員会の設置及び運営に関する規則（委員会設置運営規則）によるものとする。

改訂の記録

令和5年4月18日 一部改訂

令和5年10月1日 一部改訂

一般社団法人日本プレインランゲージ協会(JAPL)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番19号 恵比寿ビジネスセンター 10F
Tel: 03-6455-1481 Mail: info@japl9.org <https://japl9.org/>

